

デイサービスセンター 菜の花 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者様に対して指定通所介護事業及び指定1日型デイサービス事業(以下、「サービス」という。)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次の通り説明します。

1. 法人概要

- (1) 法人名 医療法人 秀仁会
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部五丁目4番24号
- (3) 電話番号 082-814-0008
- (4) 代表者氏名 理事長 内藤 秀敏
- (5) 設立年月日 平成6年6月3日

2. 利用事業

- (1) 事業種類
 - ・指定通所介護事業(平成16年9月1日)
 - ・指定1日型デイサービス事業(平成29年4月1日)
- (2) 事業の目的 要介護状態又は要支援状態と認定された利用者及び事業対象者に対して関連法令の主旨に従って利用者が居宅にて通常の生活が可能ないように心身の訓練を行うとともに引きこもり寝たきりにならないようにサービスを提供することが目的です。
- (3) 運営方針
 - ・利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営むように、入浴、排泄、食事、通所者同士の交流等の援助を行います。
 - ・実施に当たっては、市町村、居宅支援事業所その他福祉・医療機関等と綿密な連携を図り、総合的サービスを行います。
 - ・サービス提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、丁寧を旨とします。
- (4) 事業所の名称 デイサービスセンター 菜の花
- (5) 所在地 広島市安佐北区可部四丁目21番11号
- (6) 電話番号 082-815-1150
- 緊急時番号 082-814-0008(介護老人保健施設 菜の花)
- (7) FAX番号 082-881-2111
- (8) 管理者氏名 山本 直樹
- (9) 開設年月日 平成28年2月1日
- (10) 職員配置
 - 管理者 1 名
 - 生活相談員 1 名以上
 - 看護職員 訪問看護ステーション 菜の花と連携
 - 介護職員 4 名以上
 - 機能訓練指導員 2 名以上
- (11) 営業日 月曜日～金曜日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)
- 営業時間
 - ・午前8時半～午後5時半まで
 - ・前もって分かる休みは前日までに、ご連絡下さい。
 - ・体調不良等の当日の休み連絡は、留守番電話にメッセージを残して下さい。ただし、送迎職員がすでに送迎に出ている場合は、家に到着するかもしれないので、送迎職員に休みを伝えて下さい。

3. 提供するサービスの内容

- (1) 体操、運動療法、物理療法、作業療法、脳トレーニング、送迎、食事等
- (2) 身体介護(着脱の介助、食事介助、排泄介助、入浴介助、移乗介助等)

4. 利用料金

(1) 利用者から介護保険法及び関係法令規定に基づく自己負担金額を徴収致します。詳細は添付資料1を参照して下さい。

(2) 利用者負担金のお支払方法

事業所は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日前後に利用者に請求し、利用者は次の以下の方法により支払います。引き落とし日は翌月の26日です。休日の場合は翌日以降の平日となります。

- 現金払い
- 自動口座引き落とし(別途、振込み依頼書に記入が必要です。)
- 振込み(請求書に振込先は記載してあります。)

(3) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5. 相談・苦情処理及び高齢者虐待に関する窓口

(1) 法人内の相談・苦情処理及び高齢者虐待に関する窓口(受付日時 平日 8:30~17:15)

- ・相談・苦情解決責任者(法人事務長 内藤 裕之)
電話番号 082-814-0008
- ・相談・苦情受付担当者(事業所管理者 山本 直樹)
電話番号 082-815-1150

(2) 行政機関の苦情を処理窓口(受付日時 平日 8:30~17:15)

- ・広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係
電話番号 082-504-2183
- ・広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係
電話番号 082-504-2173
- ・広島市安佐北区厚生部福祉課高齢介護係
電話番号 082-819-0621
- ・広島県国民健康保険団体連合会
電話番号 082-554-0783

(3) 広島市養介護施設従業者等による高齢者虐待に関する窓口(受付日時 平日 8:30~17:15)

- ・広島市役所健康福祉局高齢福祉部・地域包括ケア推進課
電話番号 082-504-2648

6. 緊急時・事故発生時の対応

(1) サービス提供により緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。ご本人の意思が確認できず、また身元引受人への連絡がつかなかった場合、身元引受人から指示を受けないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置におよぶ場合があります。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。

(3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持

- (1) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密保持を厳守します。
- (2) 職員が、業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得ることとします。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

9. リスク説明と対応

当事業所では、利用者が安全かつ快適にサービスが受けられるように、サービス向上に努めていますが、サービス提供中に下記の危険性が伴うことを十分ご理解の上、ご利用下さい。

(1) 転倒のリスク

- 高齢になると身体機能が低下し転倒の危険性が高くなります。
- 転倒した際、骨折、表皮剥離、内出血、頭部外傷の可能性が高くなります。
- 歩行が自立されている利用者に対しては、職員の付き添いは行っていません。
- 転倒の可能性がある利用者に対しては、原則、歩行の見守りや介助を行っています。ただし、他の利用者の介助中などに、動かされた場合は転倒の可能性があります。
- 常時、介助や見守りを行わないと転倒等の事故に繋がる可能性がある利用者に対しては、安全面を考慮して、ケアマネージャーを通じて他のサービスを紹介、提案させて頂くことがあります。
- 転倒防止のための身体拘束は虐待になるため、行うことは出来ません。

(2) その他疾患・症状のリスク

- 脳や心臓の疾患により、急変、急死される危険性があります。
- 高齢になると、食べ物がつまり、窒息の可能性が高くなります。
- 認知症の進行により、他の利用者トラブルがあった場合は、利用者本人の安全と他の利用者のサービスの質を考慮して、曜日の変更やサービス内容についてご相談させて頂きます。

(3) 送迎時のリスク

- 事業所の敷地外はサービスの提供範囲外です。送迎が不要な方の、敷地外の事故等に関しては、当事業所は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
- 帰りの送迎後、家族が不在の場合は、自宅での転倒や認知症の方は、無断外出による交通事故等の可能性があります。
 - ・家族の不在時の対応
 - 身元引受人に連絡することを希望します。連絡が取れなかった場合、事業所に戻って待機することを希望します。
 - 家に入るのを確認して事業所に戻ることを希望します。

(4) 感染対策及びリスク

- 感染予防のため、マスク着用をお願い致します。
- 利用者が陽性の場合
 - ・新型コロナウイルスの場合：発症日を0日として5日間は利用出来ません。利用再開は発熱、風邪症状が48時間なく、症状が軽快していることが前提です。
 - ・インフルエンザウイルスの場合：解熱後1日間は利用出来ません。
 - ・ノロウイルスの場合：嘔吐、下痢の症状が無くなるまで利用出来ません
 - ・その他ウイルス、細菌の場合：医療機関を受診して、医師の指示に従って下さい。

- 利用者に感染症状等がある場合
 - ・利用前には、検温を行い37.2度以上の発熱及び咳、鼻水、関節痛等の感染症状がある場合は利用をお控え下さい。
 - ・利用中にも37.2度以上の発熱及び感染症状がある場合は利用出来ません。お手数をお掛け致しますが、緊急連絡先に連絡させて頂きますのでお迎えをお願い致します。
- 利用者の家族が陽性の場合
 - ・新型コロナウイルスの場合：発症日を0日として5日間は利用出来ません。利用再開は発熱、風邪症状が48時間なく、症状が軽快していることが前提です。
 - ・その他ウイルス、細菌の場合：医療機関を受診して、医師の指示に従って下さい。
- 利用者の家族に感染症状がある場合
 - ・診断名がない場合は利用制限なし。
- 職員が陽性及び感染症状がある場合、職員の家族が陽性及び感染症状がある場合
 - ・利用者や利用者の家族と同様の対応をしています。
- 以上の感染症対策は実施致しますが、目に見えないウイルスや細菌を職員、利用者が持ち込む可能性があります。通所サービスは人が集まる場所なので、感染症のリスクがあるということを十分理解して利用して下さい。

(5)リスクに伴う費用

- 利用者が利用中に、転倒事故や急変した場合、受診代、手術代、入院費等は利用者負担となります。また、利用中に感染症に感染した場合も同様です。ただし、職員が食事介助や手引き歩行等の直接的な介助をしている場合の事故は、利用者に対して損害を賠償します。

デイサービスセンター 菜の花 個人情報使用同意書

1. 使用する目的

- (1)利用者の為の居宅サービス計画等に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整において必要な場合。
- (2)利用者が老人福祉施設等に入所される場合及び医療機関等に入院・通院されるにあたっての情報提供。

2. 使用する範囲

- (1)デイサービスセンター 菜の花
- (2)介護支援専門員の作成した計画書の中に記載されている事業所及び施設
- (3)申し込みされている事業所及び施設
- (4)当事業所終了後に利用される事業所及び施設、医療機関
- (5)必要に応じた医療機関

3. 条件

- (1)個人情報の提供は最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないように細心の注意を払う事。
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録すること。

4. 秘密保持義務

- 守秘義務項目については、第三者に漏らすことのないよう厳守すること。

- サービスの開始にあたり、利用者又身元引受人はに対して重要事項の説明及び個人情報使用同意書の説明をしました。

【事業所】

所在地 広島市安佐北区可部四丁目21番11号

事業所名 デイサービスセンター 菜の花

管理者 山本 直樹 印

説明者 印

- サービスの開始にあたり、事業所の職員より重要事項の説明及び個人情報使用同意書の説明を受け同意しました。

【利用者】

所在地

利用者名 印

【身元引受人(選任した場合)】

所在地

身元引受人 印 続柄 ()